平成２７年（フ）第９８号
新潟県見附市葛巻町2453番地
債務者　酒井　友子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１１６１号
札幌市中央区北１条西20丁目２番３―502号
債務者　池田　久子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３０号
札幌市中央区南６条西15丁目１番35号　セ・ジュールＡ棟２－Ｂ号
債務者　小野　千秋
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６０号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目５番３号　ロジュマンひばりヶ丘202号
債務者　増川　勝司
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６５号
札幌市中央区南13条西14丁目３番３―302号
債務者　小原　誠治
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９１号
札幌市南区澄川５条３丁目８番10号
債務者　長谷川　洋
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９７号
札幌市手稲区曙２条３丁目５番14―106号
債務者　本田　邦幸
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３０３号
札幌市中央区南６条西23丁目３番１号
債務者　菅原キエ子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１４号
札幌市北区新琴似11条７丁目１番１―202号
債務者　小林　和敏
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７７号
盛岡市東見前６地割40番地１　都南病院、旧住所盛岡市津志田南１丁目10番３号
債務者　藤原　豊
法定代理人成年後見人　渡邊　淳
同　渡邊　寿子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４９号
山形県酒田市入船町７番５号　市営港南第３アパート333号
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１３６号
群馬県高崎市石原町3295番地２
債務者　小林　徹
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３７号
群馬県高崎市塚田町191番地１
債務者　西畑　辰則
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６６９号
大阪府羽曳野市東阪田377番地の５
債務者　大鳥　征義
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
北海道帯広市西21条南３丁目28番地３
債務者　木村　紗恵
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第17地割19番地３
債務者　金好　照代
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１６３号
香川県高松市三条町236番地８
債務者　渡部　和
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６７号
香川県小豆郡小豆島町安田甲652番地１
債務者　宮下　優太
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係